

新型コロナウイルス感染症に関連する市独自の支援策

【お詫びと訂正】広報ひこね 6月15日号の表紙(1ページ)の「新型コロナウイルス感染症に関連する市独自の支援策」内において、「水道基本料金の免除」「国民健康保険料の免除」の対象が「税金などの支払いが難しい人(事業者)」となっていました。正しくは下の表のとおりです。お詫びして訂正します。

対象	内容	問い合わせ先		
新型コロナの影響で生活にお困りの人	【生活支援緊急相談窓口】生活の不安などの相談を伺い、必要な支援につなげます。	コールセンター ☎0120-66-3792		
全世帯	1人につき2,000円分のカタログギフト(市内のお勧め品、食事券など)を市内全世帯へ配布	地域経済振興課 ☎30-6119 FAX24-9676		
世帯・個人	妊婦	妊婦1人につき10万円を支給(4月27日時点で妊娠し、6月1日までに妊娠届出書を提出した人。令和3年1月11日以降の出産予定日の人を除く)	健康推進課 ☎24-0816 FAX24-5870	
	子ども・子育て世帯	子ども	子ども1人につき1万円、高校生世代は5千円増額して支給(平成14年4月2日から令和2年6月30日までに生まれた人)	子ども・若者課 ☎49-2251 FAX26-1768
		ひとり親世帯	小・中学生1人につき図書カード5,000円分を配布	学校教育課 ☎24-7973 FAX23-9190
	児童扶養手当支給対象の子ども1人につき1万円を加算支給	子育て支援課 ☎26-0994 FAX26-1768		
本市と給水契約している全ての人	水道基本料金の免除(7月検針分以降、4か月間)	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433		
国民健康保険被保険者	国民健康保険料の免除 6月(第1期)と7月(第2期)	保険料課 ☎30-6145 FAX22-1398		
税金などの支払いが難しい人	上下水道料金の支払猶予	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433		
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払猶予	保険料課 ☎30-6145 FAX22-1398		
	市税の支払猶予	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398		
	市営住宅家賃の減額・支払猶予	建築住宅課 ☎30-6123 FAX24-8517		

対象	内容	問い合わせ先
滋賀県の休業要請に協力した事業者	中小企業など:一律20万円 個人事業主:一律10万円 県の制度とは別に支給 ※県の休業要請対象施設のうち、県制度に該当しない事業者も一部適用	地域経済振興課 ☎30-6119 FAX24-9676
ウイルス感染対策のための設備投資を行う事業者	感染症対策のための設備投資に最大10万円補助(空気清浄機、パーテーション、換気設備など。事前にお問い合わせください)	同上
本市と給水契約している全ての事業者	水道基本料金の免除(7月検針分以降、4か月間)	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
税金などの支払いが難しい事業者	上下水道料金の支払猶予	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
	市税の支払猶予	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398

※掲載している情報は6月19日時点のものです。状況により、掲載内容は変更となる場合があります。

申請はお早めに!

忘れずに申請しましょう 特別定額給付金

10万円

申請期限

8月18日(火)

対 4月27日時点で彦根市の住民基本台帳に記録されていた人

給付額 1人につき10万円

※申請受付後、2週間程度で振り込みます。

※世帯主が、その世帯全員分をまとめて申請し、受給していただきます。

申請方法 すでに各世帯主あてに申請書を郵

送していますので、必要事項を記載し、「本人確認資料(世帯主のみ)」と「振込口座の確認資料」を添付して返送してください。

※申請書は再発行できません。詳しくはお問い合わせください。

問 彦根市特別定額給付金コールセンター ☎(フリーダイヤル) 0120-66-3792

受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15

学校再開



マスクを着用して体操



登校風景



授業風景



新型コロナウイルス感染症対策の授業

フォトギャラリー

6月1日から学校などの各施設が再開し、街なかでも元気に活動する人の姿が見られるようになってきました。どんな時も一人ひとりが新型コロナウイルス感染症対策の基本を忘れず、こまめに手洗いを行うなど、「新しい生活様式」を暮らしに取り入れていきましょう。

公園遊び

